Baycom ケーブルプラス電話規約（FTTH）　株式会社ベイ・コミュニケーションズ

第１条（規約の適用）
本規約は、株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「当社」という。）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「ケーブルプラス電話約款」という。）に準じて、JCOM株式会社及びKDDI株式会社（以下あわせて「JCOM等」という。）より当社を介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」という。）の提供を受ける者（以下「契約者」という。）との間における、設備の設置、料金の請求等について適用します。

第2条（設備の設置）
契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをもって、当社がケーブルプラス電話に必要となる設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。工事及び保守等は当社指定の機器、工法等により、すべて当社又は当社の指定する業者が行うものとします。
2　当社は別途定める「光端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、ホームゲートウェイ機器を契約者に貸与します。
3　施設の設置、保守の工事を行うために必要がある時は、契約者の承認を得て契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係者へは契約者があらかじめ承認を得ておくものとし、利害関係者との交渉に関して責任を負うものとします。
4　共同住宅等の共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

第3条（債権の譲渡等）
契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が、JCOM等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果、当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びJCOM等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第4条（料金等）
第2条第1項に定める設備の設置に伴う料金（以下「設置料金」という。）は契約者負担とします。また、JCOM等が提供するケーブルプラス電話に係る料金はケーブルプラス電話サービス約款に定めるところによります。
2　設置料金および前条に基づきJCOM等が当社に債権譲渡した料金（以下併せて「本利用料金」という。）の支払い方法は、当社と契約者の間で別に定めるところによります。また、その請求については当社指定締日で行うこととします。
3　契約者は、本規約に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りでありません。
4　契約者が、本利用料金の支払を不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。
5　契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の延滞利息を、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合はこの限りではありません。
6　料金の滞納があった場合、請求書を発行のうえ、翌月分と合算した料金を請求いたします。
なお、請求書を発行した場合、当社が規定する請求書等発行手数料の支払いが必要です。

第5条（契約基本料）
契約者はサービスの利用にあたって、本利用料金とは別に、料金表に定める契約基本料を毎月当社に支払うものとします。
2　毎月の契約基本料と本利用料金の合計を月額料金合計とします。
3　当社は、当社の責に帰すべき事由により契約者がすべてのサービスを月のうち継続して１０日以上に亘り提供を受けられなかった場合には、当該月分の契約基本料を無料とします。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
4　社会情勢の変化、サービス内容の拡充等により、当社が契約基本料の改定をするときは、改定日の1ヶ月前までに契約者に通知します。この場合、契約者は、改定日の属する月分から改定後の契約基本料を支払うものとします。

第6条（サポート）
契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備、利用様態に問題が無いことを確認のうえ、当社に申告していただきます。
2　前項の申告に基づき、当社は当社およびJCOM等の設備の修理又は対応（以下「サポート」という。）の為の手配を行います。ただし、利用環境、様態および申告の時間帯等により対応できない、又は相応の時間を要する場合があります。
3　第１項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備、利用様態に問題がある場合、ならびに当社又はJCOM等の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第7条（サービス提供の停止等）
契約者が本利用料金等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払い期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できない場合を含みます）はケーブルプラス電話約款に定めるところにより、ケーブルプラス電話の提供を停止することがあります。
2　当社は、前項の規定により、ケーブルプラス電話の提供を停止するときは、あらかじめ当社が定める方法により、提供を停止する旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3　第1項の規定によりサービスが停止になった場合でも、契約者は本利用料金を支払うものとします。
4　当社は、施設管理の必要上、又は天災事変等、当社の責に帰さない事由によりサービスの提供を停止することがあります。ただし、本項の停止による損害の賠償には応じません。

第8条（承諾の限界）
当社は、契約者からの工事その他の依頼があった場合に、その依頼を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その依頼を承諾しないことがあります。この場合は、依頼者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第9条（解約）
契約者は、ケーブルプラス電話を解約するときは、ケーブルプラス電話約款の規定に基づき当社に申出るものとします。
2　番号ポータビリティを利用している契約者がケーブルプラス電話を解約するときは、契約者は、当社への解約申出の前に他社への番号ポータビリティ手続きを完了しておくものとします。
3　ケーブルプラス電話を解約する場合、契約者は解約日の属する月分までの本利用料金と契約基本料及び開設工事費の残債を一括で支払うものとします。
4　解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者は解約後1ヶ月以内に宅内機器（ホームゲートウェイ機器）を当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は当社に対し、別に1台あたり14,509円の弁済金を支払うものとします。
5　解約の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第10条（当社が行う契約の解除）
当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
（1）第7条（サービス提供の停止等）の規定によりケーブルプラス電話の提供停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき
（2）第7条（サービス提供の停止等）の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるとき
（3）当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、電気通信回線の代替構築が困難でケーブルプラス電話の継続ができないとき
2　当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
3　当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

第１１条（契約者に係る情報の取扱い）
当社は地域メディアとしての社会的責務に鑑み、当社代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。また、契約者であるお客様の個人情報に関する窓口業務を当社お客様センターで実施します。
2　当社がお客様の個人情報を利用する目的は以下の通りです。
（1）新サービス実施に必要な範囲において、業務提携先、業務委託先に限定した情報の提供
（2）サービスを開始、継続、又は終了するために必要な、施工監理・機器管理・システム管理・番組供給・課金管理・料金請求・障害対応などの業務遂行
（3）お客様のサービス利用に関連した、問い合わせ・相談・苦情対応、アフターサービス・点検業務・サポート、番組ガイド・メンテナンス情報などの送付
（4）電子メール、ダイレクトメールなどを通した、当社が提供する商品・広告・サービスに関する情報、キャンペーン・フェア・催事に関する情報、アンケート、モニターに関する情報の提供、当社の販売促進活動
（5）サービスの新規企画・開発、顧客満足度の向上を目的とした調査分析
（6）個人を識別できない開示用統計データの作成
上記以外の目的で利用する場合は事前にお客様の同意を得るものとします。
3　当社はお客様が、NHK団体一括支払いサービス、デジタルサービス、オプションチャンネルおよび光インターネットサービスにお申込みの場合は、お客様の個人情報をそれぞれ日本放送協会、番組供給会社、インターネット運営会社に提供します。また、サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で、お客様の個人情報を業務提携先、業務委託先、金融機関等に提供します。
4　当社はお客様が転居の際、転居先ＣＡＴＶ会社への紹介サービスをご希望いただいた場合、お客様の個人情報を転居先ＣＡＴＶ会社、紹介システムを運用する日本デジタル配信株式会社に提供します。
5　当社は前三項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第1項第一号から第四号に該当する場合を除いて、お客様の同意なしにお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
6　当社はお客様に必要なサービスを提供するために、以下の業務で個人情報の預託を実施します。
（1）サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務
（2）通信・ネットワークの設定、管理業務
（3）番組ガイド・請求書・連絡文書などの配送業務
（4）ダイレクトメールなどの販売促進業務
（5）ヘルプデスク業務
（6）料金督促業務
7　お客様から当社への個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、当社のサービス提供ができない場合があります。
8　お客様の個人情報の開示・訂正・削除・苦情などは当社お客様センター（フリーダイヤル０１２０－４０－１１７３）にてうけたまわっております。

第１２条（秘密保持）
当社は、ケーブルプラス電話の提供により知り得た契約者のケーブルプラス電話利用状況等を、契約者の事前承諾のある場合、又は公的機関の照会等法律に基づく要請がある場合を除き、第三者に漏洩しないものとします。

第１３条（規約の変更）
本規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。
2　前項による本規約の変更に際しては、変更後の規約の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

附則
1　本規約は、2025年4月1日より施行します。
2　本規約実施前に、支払い又は支払わなければならなかった利用料その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別表【料金表–Baycom ケーブルプラス電話】

項　目	料金額	備　考
新規加入手数料	3,300円	初回登録時のみ
契約基本料	月額 396円	1加入契約ごと
開設工事費	71,280円	Baycom光TVサービス、Baycom光インターネット、ケーブルプラス電話の工事（引き込み工事を含む）
	63,360円	Baycom光インターネット、ケーブルプラス電話の工事（引き込み工事を含む）
	47,520円	引き込み済住宅へのBaycom光インターネット、ケーブルプラス電話の設置工事
	11,880円	引き込み済住宅へのケーブルプラス電話の追加設置工事
その他の工事費	実費	標準外の引込工事など
請求書等発行手数料	220円～/1通につき	

※ケーブルプラス電話のご利用に関しては、Ｂａｙｃｏｍ光ＴＶプラス/ＴＶ/ＴＶポケット/ＴＶライト/ＴＶＢＳ及びＢａｙｃｏｍ光NET/光ZAQ（10G含む）の契約が条件となります。
※Baycom光NET/光ZAQ（10G含む）及びドコモタイプCの料金には端末接続装置（D-ONU）レンタル料（月額297円）を含みます。
但しBaycom光NET/光ZAQ（10G含む）及びドコモタイプCを解約しケーブルプラス電話を継続する場合、端末接続装置（D-ONU）レンタル料（月額297円）が別途必要となります。
（注）料金表金額には消費税等相当額を含みます。

光端末設備貸出サービスに関する契約条項

第1条（ホームゲートウェイ機器の貸出）
当社は、契約者に対し、その契約者との間で締結しているケーブルプラス電話契約につき、当社が別途指定するホームゲートウェイ機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びＩＰルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「ホームゲートウェイ機器」という。）を無償で貸与します。

第2条（ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等）
1　当社は、前条に基づき契約者に貸与するホームゲートウェイ機器を契約者が指定した設置場所（ただし、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。）に設置し、その設置した日から契約者に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
2　契約者は、ホームゲートウェイ機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
3　ホームゲートウェイ機器と契約者の機器との接続に必要となる物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。
4　当社は契約者に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性及び契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

第3条（ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等）
1　契約者は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
2　契約者は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又は契約者が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
3　契約者は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種若しくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器（以下「代品」という。）を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとします。
4　前項の規定にかかわらず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、契約者に対し、当社が別に定める額を請求できるものとします。

第4条（ホームゲートウェイ機器の返還等）
1　契約者は、解約等の理由でホームゲートウェイ機器の返却が必要になった場合には、その旨を速やかに当社に連絡し、ホームゲートウェイ機器の返還にかかわる工事の依頼を行うこととします。
2　ホームゲートウェイ機器の返還にかかわる工事は、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

第5条（責任の範囲）
1　当社およびＫＤＤＩ株式会社（以下「当社等」という。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、ケーブルプラス電話約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
2　当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、ケーブルプラス電話約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
3　前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
4　当社等は、契約者の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して２４時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

附則
本条項は2016年1月1日より実施します。